

政令第二百五十号

財務省組織令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）及び財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 本省

第一節 秘書官（第一条）

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局の設置等（第二条・第八条）

第二款 特別な職の設置等（第九条・第十二条）

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房（第十三条・第二十一条）

第二目 主計局（第二十二條・第二十九條）

第三目 主税局（第三十条、第三十六条）

第四目 関税局（第三十七条、第四十四条）

第五目 理財局（第四十五条、第五十五条）

第六目 国際局（第五十六条、第六十四条）

第三節 審議会等（第六十五条）

第四節 施設等機関（第六十六条、第七十一条）

第五節 特別の機関

第一款 造幣局（第七十二条、第七十五条）

第二款 印刷局（第七十六条、第七十九条）

第六節 地方支分部局

第一款 財務局（第八十条、第八十三条）

第二款 税関（第八十四条、第八十六条）

## 第二章 国税庁

第一節 特別な職（第八十七条）

第二節 内部部局（第八十八条・第九十四条）

第三節 施設等機関（第九十五条・第九十七条）

第四節 地方支分部局（第九十八条・第一百条）

附則

第一章 本省

第一節 秘書官

（秘書官の定数）

第一条 秘書官の定数は、一人とする。

第二節 内部部局

第一款 大臣官房及び局の設置等

（大臣官房及び局の設置）

第二条 本省に、大臣官房及び次の五局を置く。

主計局

主税局

関税局

理財局

国際局

(大臣官房の所掌事務)

第三条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 大臣の官印及び省印の保管に関すること。
- 三 財務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 財務省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 五 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 六 国会との連絡に関すること。

- 七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 八 広報に関すること。
- 九 財務省の保有する情報の公開に関すること。
- 十 財務省の機構及び定員に関すること。
- 十一 財務省の行政の考査に関すること。
- 十二 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十三 財務省所管の国有財産及び物品の管理に関すること。
- 十四 財務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十五 財務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十六 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（国税庁の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 財務省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十八 国税収納金整理資金の管理に関すること。
- 十九 収入印紙及び自動車重量税印紙の出納及び保管に関すること。

- 二十 電源開発促進対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の経理に関する事。
- 二十一 財務省所管の特別会計に属する物品の管理に関する事（国債整理基金特別会計に属するものを除く）。
- 二十二 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務（沖縄総合事務局にあつては、財務局において所掌する事）とされている事務に限る。以下同じ。）の運営に関する総合的監督に関する事。
- 二十三 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 二十四 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関する事。
- 二十五 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関する事。
- 二十六 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関する事。
- 二十七 財務省の所掌に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関する事。
- 二十八 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関する事。
- 二十九 準備預金制度に関する事。

三十 金融機関の金利の調整に関すること。

三十一 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること（国際局の所掌に属するものを除く。）。

三十二 政府関係金融機関に関すること（国際協力銀行については、国際局の所掌に属するものを除く。）。

三十三 商工組合中央金庫に関すること。

三十四 農林漁業信用基金、産業基盤整備基金及び通信・放送機構に関すること。

三十五 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関すること。

三十六 地震再保険事業に関すること。

三十七 地震再保険特別会計の経理に関すること。

三十八 健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案（以下「金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案」という。）に関すること。

三十九 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

四十 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

四十一 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。

四十二 日本銀行の業務の適正な運営の確保に関すること（金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。）。

四十三 金融危機対応会議の庶務に関すること。

四十四 前各号に掲げるもののほか、財務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（主計局の所掌事務）

第四条 主計局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。
- 二 国の予算及び決算の作成に関すること。
- 三 国の予備費の管理に関すること。

- 四 決算調整資金の管理に関すること。
- 五 経済基盤強化資金の管理に関すること。
- 六 各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の予算の執行について財政及び会計に関する法令の規定により行う承認及び認証に関すること。
- 七 各省各庁の出納官吏及び出納員の監督に関すること。
- 八 国の予算の執行に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関すること（理財局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。
- 十 物品及び国の債権の管理に関する事務の総括に関すること。
- 十一 国の貸付金（理財局の所掌に属するものを除く。）を管理すること。
- 十二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。
- 十三 国が出資している法人（国際機関を除く。）の会計に関すること。
- 十四 国家公務員の旅費その他実費弁償の制度に関すること。

十五 国家公務員共済組合制度に関すること。

十六 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳出に関する事務を行うこと。

十七 国の会計事務職員の研修に関すること。

十八 産業投資特別会計社会資本整備勘定の経理に関すること。

十九 財政制度等審議会の庶務（財政投融资分科会、たばこ事業等分科会及び国有財産分科会に係るものを除く。）に関すること。

（主税局の所掌事務）

第五条 主税局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 租税（関税、とん税及び特別とん税を除く。以下この号において同じ。）に関する制度（外国との租税に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。

二 租税の収入の見積り及び決算の調査に関すること。

三 税理士に関する制度の企画及び立案に関すること。

四 酒税の保全に関する制度の企画及び立案に関すること。

五 国の財務の統括の立場から地方公共団体の歳入に関する事務を行うこと（地方債に関するものを除く）。

（関税局の所掌事務）

第六条 関税局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度（外国との関税及び税関行政に関する協定を含む。）の企画及び立案に関すること。
- 二 関税、とん税及び特別とん税並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二章第三節に規定する地方消費税の貨物割（以下「貨物割」という。）の賦課及び徴収に関すること。
- 三 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。
- 四 保税制度の運営に関すること。
- 五 通関業の監督及び通関士に関すること。
- 六 通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
- 七 税関統計に関すること。

八 税関職員の教養及び訓練に関すること。

九 関税・外国為替等審議会関税分科会の庶務に関すること。

(理財局の所掌事務)

第七条 理財局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国庫収支の調整その他国内資金運用の調整に関すること。
- 二 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること(金融庁並びに大臣官房及び国際局の所掌に属するものを除く)。
- 三 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 四 日本たばこ産業株式会社の行う業務に関すること。
- 五 生物系特定産業技術研究推進機構の行う業務に関すること(国税庁の所掌に属するものを除く)。
- 六 国庫制度及び通貨制度の企画及び立案に関すること。
- 七 国庫金の出納、管理及び運用並びに国の保管金及び国が保管する有価証券の管理に関すること。
- 八 国債に関すること。

- 九 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。
- 十 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。
- 十一 日本銀行券の種類、様式及び製造発行計画を定めること。
- 十二 政府契約に基づく支払の遅延防止に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関すること。
- 十三 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関すること。
- 十四 在外公館等借入金の返済に関すること。
- 十五 財政投融资制度の企画及び立案に関すること。
- 十六 財政投融资計画の作成並びに資金運用部資金の管理及び運用に関すること。
- 十七 地方債に関すること。
- 十八 国有財産の総括に関すること。
- 十九 国家公務員の宿舍の設置（合同宿舍については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舍の設置及び管理に関する事務の総括に関すること。
- 二十 普通財産の管理及び処分に関すること。

- 二十一 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社に関すること。
- 二十二 連合国財産（国土交通省の所掌に属するものを除く。）の返還、接收貴金属等の処理その他戦後の特殊財産の処理に関すること。
- 二十三 日本万国博覧会記念協会の行う業務に関すること。
- 二十四 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続に関すること。
- 二十五 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第百十五号）第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。
- 二十六 国の出資の実行及び管理に関すること。
- 二十七 国債整理基金特別会計、資金運用部特別会計、産業投資特別会計（社会資本整備勘定を除く。）及び特定国有財産整備特別会計の経理に関すること。
- 二十八 国債整理基金特別会計に属する普通財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 二十九 産業投資特別会計（社会資本整備勘定を除く。）、特定国有財産整備特別会計、電源開発促進対策特別会計及び石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に属する普通財産の管理及

び処分に関すること。

三十 財政制度等審議会の財政投融资分科会、たばこ事業等分科会及び国有財産分科会の庶務に関すること。

(国際局の所掌事務)

第八条 国際局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国為替に関する制度(外国との外国為替に関する協定を含む。)の企画及び立案に関すること。
- 二 外国為替相場の決定及び安定並びに外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関すること。
- 三 対外取引に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定に関すること。
- 四 国際収支の調整に関すること並びに財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。

五 金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。

六 国際通貨制度及びその安定に関すること。

七 国際復興開発銀行その他の国際開発金融機関に関すること。

八 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等の管理及び調整に関すること。

九 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。

十 本邦からの海外投融資に関すること。

十一 国際協力銀行に関すること（本邦からの海外投融資に関するものに限る。）。

十二 日本銀行の行う外国為替の売買及び国際金融業務に関すること。

十三 外国為替及び国際収支に関する統計に関すること。

十四 外国為替資金特別会計の経理に関すること。

十五 外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。

十六 関税・外国為替等審議会の庶務（関税分科会に係るものを除く。）に関すること。

第二款 特別な職の設置等

（官房長）

第九条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(次長)

第十条 主計局に次長三人を、理財局に次長二人を、国際局に次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(総括審議官及び審議官)

第十一条 大臣官房に、総括審議官一人及び審議官十人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する特に重要な事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び政策評価官)

第十二条 大臣官房に、参事官九人及び政策評価官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、財務省の所掌事務のうち特に重要な経済情勢に関する専門的な調査及び研究に関するものを総括整理し、又は所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

3 政策評価官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関する政策の評価に関する企画及び立案並びに調整に参画する。

### 第三款 課の設置等

#### 第一目 大臣官房

（大臣官房に置く課等）

第十三条 大臣官房に、次の七課及び厚生管理官一人を置く。

秘書課

文書課

会計課

地方課

総合政策課

政策金融課

信用機構課

（秘書課の所掌事務）

第十四条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。
- 三 財務省の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 恩給に関する連絡事務に関すること。
- 五 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。

（文書課の所掌事務）

第十五条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 内閣官房、内閣府その他関係省庁との事務の連絡調整の総括に関すること。
- 三 財務省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 五 国会との連絡に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 広報に関すること。
- 八 行政相談に関すること。
- 九 財務省の保有する情報の公開に関すること。
- 十 財務省の機構及び定員に関すること。
- 十一 財務省の行政の考査に関すること。
- 十二 財務省の事務能率の増進に関すること。
- 十三 財務省の所管に係る公益法人の監督の総括に関すること。

十四 財務省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十五 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（国税庁の所掌に属するものを除く。）。

十六 財務省の情報システムの整備及び管理に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、財務省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（会計課の所掌事務）

第十六条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

二 財務省所掌の国有財産及び物品の管理に関すること。

三 国税収納金整理資金の管理に関すること。

四 収入印紙及び自動車重量税印紙の出納及び保管に関すること。

五 電源開発促進対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計の経理に関すること。

六 財務省所掌の特別会計に属する物品の管理に関すること（国債整理基金特別会計に属するものを除く）

。。

七 債権の管理に関すること。

八 財務省の職員に貸与する宿舍に関すること。

九 財務省所管の建築物の営繕に関すること。

十 庁内の管理に関すること。

( 地方課の所掌事務 )

第十七条 地方課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務局及び沖縄総合事務局の所掌事務の運営に関する総合的監督に関すること。

二 本省と財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

三 財務局及び沖縄総合事務局の行う地方経済に関する調査及び研究、国有財産の管理及び処分その他の事務に関する地方の実情を踏まえた観点からの施策の調整に関すること。

四 財務局及び沖縄総合事務局を通じた本省の施策の周知徹底に関すること。

五 財務局の職員の人事、教養及び訓練並びに福利厚生に関する事務の調整に関すること。

- 六 財務局の機構及び定員に関する事務の調整に関すること。
- 七 財務局の経費の概算の調整及び配賦に関すること。
- 八 財務局所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の調整に関すること。
- 九 地方財政及び財務省の所掌に関する地方情勢に関する調査及び研究に関すること。
- 十 財務省の所掌事務に関する陳情及び請願に関すること。

(総合政策課の所掌事務)

第十八条 総合政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の所掌に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 財務省の所掌に関する政策の企画及び立案並びに調査及び研究の調整に関すること。
- 三 財政経済一般に関する基本的な運営方針に関する企画及び立案に関すること。
- 四 国の債務の管理その他資金の需給及び循環に関する事務の総括に関すること。
- 五 内外財政経済に関する調査及び研究並びに資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- 六 内外財政経済に関する調査統計に基づく総合的な研究及び分析に関すること。

七 財務省の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。

八 準備預金制度に関すること。

九 金融機関の金利の調整に関すること。

十 金融審議会金利調整分科会の庶務に関すること。

(政策金融課の所掌事務)

第十九条 政策金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政策金融に関する総合的又は基本的な政策の企画及び立案に関すること(国際局の所掌に属するものを除く。)

二 国際協力銀行及び日本政策投資銀行に関すること(国際協力銀行については、国際局の所掌に属するものを除く。)

三 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、中小企業総合事業団及び沖縄振興開発金融公庫に関すること。

四 商工組合中央金庫に関すること。

- 五 農林漁業信用基金、産業基盤整備基金及び通信・放送機構に関すること。
- 六 産業労働者住宅資金の融通及び住宅融資保険に関すること。
- 七 地震再保険事業に関すること。
- 八 地震再保険特別会計の経理に関すること。
- 九 第二号から第五号までに掲げる機関に係る統計に関する事務の総括に関すること。

(信用機構課の所掌事務)

第二十条 信用機構課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案に関すること。
- 二 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 三 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 四 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- 五 日本銀行の業務の適正な運営の確保に関すること(金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関するものに限る。)

六 財務省の所掌に関する国際機関、外国の行政機関及び国際会議に関する事務のうち、金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関するものに関すること。

七 金融危機対応会議の庶務に関すること。

八 金融審議会の庶務（金利調整分科会に係るものを除く。）に関すること。

九 金融庁との事務の連絡調整に関すること。

十 財務省の所掌に関する統計の作成及び分析並びに資料及び情報の収集に関する事務のうち、金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関するものに関すること。

十一 金融破綻<sup>たん</sup>処理制度及び金融危機管理に関し、法令に基づき財務省に属させられた事務に関すること。

#### （厚生管理官の職務）

第二十一条 厚生管理官は、財務省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務をつかさどる。

#### 第二目 主計局

#### （主計局に置く課等）

第二十二条 主計局に、次の五課並びに主計官十一人及び主計監査官一人を置く。

総務課

司計課

法規課

給与共済課

調査課

(総務課の所掌事務)

第二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財政に関する政策一般に関すること。
- 二 国の予算（政府関係機関の予算を含む。以下同じ。）の総括に関すること。
- 三 国の予備費の管理の総括に関すること。
- 四 国庫債務負担行為の総括に関すること。
- 五 財政状況の報告の総括に関すること。
- 六 国の貸付金（産業投資特別会計社会資本整備勘定に係るもの及び理財局の所掌に属するものを除く。

）を管理すること。

七 経済基盤強化資金の管理に関すること。

八 産業投資特別会計社会資本整備勘定の経理に関すること。

九 国の会計事務職員（政府関係機関の職員を含む。）の研修に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、主計局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（司計課の所掌事務）

第二十四条 司計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国の決算（政府関係機関の決算を含む。以下同じ。）の総括に関すること。

二 決算調整資金の管理に関すること。

三 物品の増減及び現在額並びに国の債権の現在額に関する計算の総括に関すること。

四 国の予算の翌年度への繰越使用の承認の総括に関すること。

五 繰越明許費に係る翌年度にわたって支出すべき債務の負担の承認の総括に関すること。

六 会計年度開始前の資金の交付の承認の総括に関すること。

- 七 国の予算の移用又は流用の承認の総括に関すること。
- 八 支出負担行為の実施計画及び支払の計画の承認の総括に関すること。
- 九 支出負担行為の認証に関すること。
- 十 出納官吏及び出納員の監督に関すること。
- 十一 国の予算の執行に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関する事務の総括に関すること（理財局の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 物品及び国の債権の管理に関する報告の徴取、実地監査及び措置の請求に関する事務の総括に関すること。
- 十三 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）その他の会計に関する法令の規定に基づく前金払及び概算払に関する各省各庁からの協議に関すること。
- 十四 歳入徴収官、支出官、支出負担行為担当官、支出負担行為認証官、契約担当官、物品管理官、物品出納官、物品供用官及びこれらの分任官（これらの代理官を含む。）並びに国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二条第四項に規定する歳入徴収官等の設置並びに出納官吏、分

任出納官吏（これらの代理官を含む。）及び出納員の任命に関すること。

十五 歳入歳出の主計簿に関すること。

十六 各省各庁の歳入の徴収及び収納に関する事務の一般を管理すること。

十七 会計検査院の検査報告に関すること。

十八 財務局及び沖繩総合事務局の分掌する主計局の所掌事務につき、取りまとめを行うこと。

（法規課の所掌事務）

第二十五条 法規課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国の予算、決算及び会計に関する制度の企画及び立案並びに事務処理の統一に関すること。

二 物品及び国の債権の管理に関し、事務処理手続の統一並びに必要な調整に関すること。

三 会計法その他の会計に関する法令の規定に基づく収入、支出、契約、物品及び債権に関する各省各庁からの協議に関すること（司計課の所掌に属するものを除く。）。

四 国が出資している法人（国際機関を除く。）の会計に関すること。

五 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の施行に関する事務の総括に

関すること。

(給与共済課の所掌事務)

第二十六条 給与共済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国の予算のうち給与に係る部分及びその使用状況の監査に関する事務の総括に関すること。
- 二 政府関係機関の役職員の給与に関すること。
- 三 国家公務員の旅費その他実費弁償の制度に関すること。
- 四 国家公務員共済組合制度に関すること。
- 五 財政制度等審議会国家公務員共済組合分科会の庶務に関すること。
- 六 国家公務員等の給与に関する国の予算に係る事務に関する事務の統一並びに必要な調整に関すること。

(調査課の所掌事務)

第二十七条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財政に関する政策の基礎となる事項並びに内外財政の制度及び運営の調査及び研究に関すること。

- 二 財政運営の長期的な方針及び見通しに関する事。
- 三 財政に関する統計の作成及び分析に関する事。
- 四 財政制度等審議会の庶務（国家公務員共済組合分科会、財政投融资分科会、たばこ事業等分科会及び国有財産分科会に係るものを除く。）に関する事。

（主計官の職務）

第二十八条 主計官は、命を受けて、国の予算の作成及び執行、国の予備費の管理、国の決算の作成並びに国の財務の統括の立場からする地方公共団体の歳出に関する事務を分掌する。

（主計監査官の職務）

第二十九条 主計監査官は、国の予算の執行並びに物品及び国の債権の管理の適切な執行を期するために必要な監査の実施に関する事務をつかさどる。

第三目 主税局

（主税局に置く課）

第三十条 主税局に、次の六課を置く。

総務課

調査課

税制第一課

税制第二課

税制第三課

国際租税課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 租税(関税、とん税及び特別とん税を除く。次条(第四号を除く。))及び第三十六条において同じ。  
( )に関する政策一般に関すること。
- 二 租税の収入の見積り及び決算の調査に関すること。
- 三 税理士に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、主税局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査課の所掌事務)

第三十二条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 租税に関する政策の基礎となる事項並びに内国税及び外国の租税に関する制度の調査及び研究に関すること。
- 二 租税に関する制度の中長期的な観点に立った企画に関すること。
- 三 租税に関する統計の作成及び分析に関すること。
- 四 租税の収入の見積方法の調査及び研究に関すること。

(税制第一課の所掌事務)

第三十三条 税制第一課は、直接国税に関する制度の企画及び立案に関する事務(税制第三課及び国際租税課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(税制第二課の所掌事務)

第三十四条 税制第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 間接国税に関する制度の企画及び立案に関すること(税制第三課の所掌に属するものを除く。)

二 酒税の保全に関する制度の企画及び立案に関すること。

(税制第三課の所掌事務)

第三十五条 税制第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 相続税、贈与税、地価税及び登録免許税に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 二 国税通則及び内国税の徴収一般に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 三 内国税に関する犯則の取締りに関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四 地方税、地方交付税及び地方譲与税の制度に関すること。
- 五 地方公共団体の歳入の調査を行うこと(地方債に関するものを除く)。

(国際租税課の所掌事務)

第三十六条 国際租税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国との租税に関する協定の企画及び立案に関すること。
- 二 所得税及び法人税に関する制度のうち、非永住者、非居住者及び外国法人の有する国内源泉所得、外国税額の控除並びに国外の関連者との取引に係るものの企画及び立案に関すること。

## 第四目 関税局

(関税局に置く課)

第三十七条 関税局に、次の七課を置く。

総務課

管理課

関税課

調査課

監視課

業務課

調査保税課

(総務課の所掌事務)

第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 関税、とん税及び特別とん税に関する政策一般に関すること。

- 二 本省と税関との事務の連絡調整に関すること。
- 三 税関の機構及び定員に関する事務の調整に関すること。
- 四 税関の経費の概算の調整及び配賦に関すること。
- 五 税関所属の行政財産及び物品の管理に関する事務の調整に関すること。
- 六 通関情報処理センターの行う国際貨物業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、関税局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(管理課の所掌事務)

第三十九条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 税関の職員の人事、教養及び訓練並びに福利厚生に関する事務の調整に関すること。
- 二 税関行政の考査に関する事務の調整に関すること。

(関税課の所掌事務)

第四十条 関税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する制度の企画及び立案に関すること(次条第一号

及び第四十三条第三号に掲げる事務に係るものを除く。）。

二 関税及び貿易に関する国際機構に関すること。

三 経済協力又は開発に関する国際機構に係る関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関すること。

四 外国の関税、とん税及び特別とん税に関する制度の調査及び研究に関すること（第四十三条第三号に掲げる事務に係るものを除く。）。

五 関税、とん税及び特別とん税に関する政策の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。

六 関税・外国為替等審議会関税分科会の庶務に関すること。

（調査課の所掌事務）

第四十一条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 税関行政に関する制度の企画及び立案に関すること（第四十三条第三号に掲げる事務に係るもの並びに法令案の作成に関する事務を除く。）。

二 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する多数国間及び二国間の協定の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 地域協力に関する国際機構に係る関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関すること。
- 四 関税協力理事会に関すること。
- 五 外国の税関行政に関する制度の調査及び研究に関すること（第四十三条第三号に掲げる事務に係るものを除く。）。
- 六 外国の貿易事情の調査及び研究に関すること。
- 七 税関行政に関する制度の基礎となる事項の調査及び研究に関すること。
- 八 関税局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

（監視課の所掌事務）

第四十二条 監視課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること（業務課及び調査保税課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税の賦課及び徴収に関すること（調査保税課の所掌に属するものを除く。）。

三 前号に掲げる貨物に係る貨物割の賦課及び徴収に関すること（調査保税課の所掌に属するものを除く。）。

四 関税に関する法令の犯則事件の調査及び処分並びに情報に関すること。

五 貨物割に関する犯則事件の調査及び処分並びに情報に関すること。

（業務課の所掌事務）

第四十三条 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 関税、とん税及び特別とん税の賦課及び徴収に関すること（監視課及び調査保税課の所掌に属するものを除く。）。

二 貨物割の賦課及び徴収に関すること（監視課及び調査保税課の所掌に属するものを除く。）。

三 関税率表の品目分類に関すること。

四 貨物の輸出入その他輸出入貨物に係る許可及び承認に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るものを除く。）。

五 輸出入貨物の検査及び鑑定に関すること（旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係るも

のを除く。)

六 輸出入貨物の分析に関すること。

七 輸出に伴う戻し税に関すること。

八 郵便物の輸出入手続に関すること。

九 犯則物件及び公売し又は売却する物件の鑑定に関すること。

十 通関業の監督及び通関士に関すること。

十一 税関行政に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十二 関税等不服審査会の庶務に関すること。

(調査保税課の所掌事務)

第四十四条 調査保税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 輸入された貨物に係る関税の課税標準の調査及び関税に関する検査に関すること(犯則事件の調査を除く。)

二 輸入された貨物に係る貨物割の課税標準の調査及び貨物割に関する検査に関すること(犯則事件の調

査を除く。 )。

三 輸入貨物の課税価格の算定に関する事。

四 還付金及び戻し税（前条第七号に規定するものを除く。）に関する事。

五 開港及び税関空港に関する事。

六 保税地域及び関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）に規定する製造工場に関する事。

七 外国貨物の運送に関する事。

八 コンテナーに関する通関条約の実施に関する事。

九 外国貿易統計その他の税関統計の作成及び公表に関する事。

#### 第五目 理財局

（理財局に置く課等）

第四十五条 理財局に、次の九課及び計画官二人を置く。

総務課

国庫課

国債課

財政投融资総括課

国有財産企画課

国有財産調整課

国有財産業務課

国有財産審理課

管理課

(総務課の所掌事務)

第四十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国庫制度、通貨制度、国債、財政投融资及び国有財産に関する政策一般に関すること。
- 二 国内資金運用の調整に関すること。
- 三 産業資金の需給の調整に関すること。
- 四 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること(金融庁並びに大臣官房及び国際局の所掌)

に属するものを除く。 )。

- 五 国有財産の管理及び処分に関する経費及び収入の見積りに関すること。
- 六 たばこ事業及び塩事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 七 日本たばこ産業株式会社の行う業務に関すること。
- 八 生物系特定産業技術研究推進機構の行う業務に関すること（国税庁の所掌に属するものを除く。 ）。
- 九 財政制度等審議会たばこ事業等分科会の庶務に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、理財局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（国庫課の所掌事務）

第四十七条 国庫課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国庫収支の調整に関すること。
- 二 国庫制度及び通貨制度の企画及び立案に関すること。
- 三 国庫金の出納、管理及び運用並びに国の保管金及び国が保管する有価証券の管理に関すること。
- 四 国債（短期のものに限るものとし、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一

項及び第五条ノ二の規定により発行するものを除く。次号において同じ。）に関する事

五 日本銀行の国庫金及び国債の取扱事務を監督すること。

六 政府契約に基づく支払の遅延防止に関する報告の徴取、実地監査及び指示に関する事

七 貨幣及び紙幣の発行、回収及び取締り並びに紙幣類似証券の取締りに関すること。

八 日本銀行券の種類、様式及び製造発行計画を定める事

(国債課の所掌事務)

第四十八条 国債課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国債（国民貯蓄債券を除く。第七号において同じ。）に関する事（国庫課の所掌に属するものを除く。）。

二 債券及び借入金に係る債務について国が債務を負担する保証契約に関する事

三 在外公館等借入金の返済に関する事

四 国債整理基金の管理及び運用に関する事

五 国債整理基金特別会計の経理に関する事

- 六 国債整理基金特別会計に属する普通財産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事。
  - 七 日本銀行の国債の取扱事務を監督すること（国庫課の所掌に属するものを除く。）。
- （財政投融资総括課の所掌事務）

第四十九条 財政投融资総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財政投融资制度の企画及び立案に関する事。
- 二 財政投融资計画の総括に関する事。
- 三 資金運用部資金の管理及び運用に関する事（管理課及び計画官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 資金運用部特別会計の経理に関する事（管理課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 国民貯蓄債券に関する事。
- 六 産業投資特別会計（社会資本整備勘定を除く。）の経理に関する事（計画官の所掌に属するものを除く。）。
- 七 産業投資特別会計（社会資本整備勘定を除く。）に属する普通財産の管理及び処分に関する事。
- 八 財政制度等審議会財政投融资分科会の庶務に関する事。

(国有財産企画課の所掌事務)

第五十条 国有財産企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国有財産制度の企画及び立案に関すること。
- 二 国有財産に関する事務の運営に関する必要な調整に関すること。
- 三 国有財産の評価鑑定に関する企画及び立案に関すること。
- 四 財政制度等審議会国有財産分科会の庶務に関すること。
- 五 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにすること(管理課の所掌に属するものを除く)。
- 六 国有財産に関する情報の提供に関すること。

(国有財産調整課の所掌事務)

第五十一条 国有財産調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国有財産の管理及び処分に関する必要な調整に関すること。
- 二 国有財産の管理に関する企画及び立案並びに事務の統一に関すること(国有財産業務課の所掌に属するものを除く)。

三 国家公務員の宿舍の設置（合同宿舍については、その設置及び管理）に関すること並びに国家公務員の宿舍の設置及び管理に関する事務の総括に関すること。

四 財務省所管の普通財産のうち、提供財産（条約に基づいて日本国にある外国軍隊の用に供する国有の財産をいう。）の管理に関すること。

五 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）、国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七号）及び国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）に基づく監査に関すること。

（国有財産業務課の所掌事務）

第五十二条 国有財産業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 普通財産の処分に関する企画及び立案並びに事務の統一に関すること。

二 普通財産のうち、特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利及び有価証券の管理及び処分に関すること。

三 財務省所管の普通財産（公共の用に供する財産を除く。）の管理に関する企画及び立案並びに事務の統一に関すること。

- 四 普通財産である国有の会議場施設の管理の委託に関すること。
- 五 普通財産並びに普通財産の管理及び処分に関連して発生し又は取得した物品の管理及び処分に係る債権並びに合同宿舎の管理に係る債権の管理に関すること。
- 六 国が従前の法令による公団から引き継いだ債権（経済産業省の所掌に属するものを除く。）、薪炭需給調節特別会計の廃止の際一般会計に帰属した債権の管理に関すること。
- 七 特別経理会社、閉鎖機関及び在外会社に関すること。
- 八 連合国財産（国土交通省の所掌に属するものを除く。）の保全及び返還並びにその返還に伴う損失の処理に関すること。
- 九 連合国財産の補償に関すること。
- 十 ドイツ財産の管理及び処理に関すること。
- 十一 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関すること。
- 十二 接收貴金属等の処理に関すること。
- 十三 旧賠償庁の所掌に属していた特殊財産で大蔵大臣が管理することとなったものの処理に関すること。

十四 日本万国博覧会記念協会の行う業務に関すること。

十五 外国政府による不動産に関する権利の取得のための手続に関すること。

十六 国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法第五条に規定する特定国有財産整備計画に関すること。

十七 特定国有財産整備特別会計の経理に関すること。

十八 特定国有財産整備特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。

(国有財産審理課の所掌事務)

第五十三条 国有財産審理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務省所管の普通財産、当該普通財産の管理及び処分に関連して発生し又は取得した物品の管理及び処分に関する必要な審理を行うこと。

二 国有財産の評価鑑定に関する必要な審理を行うこと。

(管理課の所掌事務)

第五十四条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 資金運用部資金の運用金の管理及び回収並びに運用利殖金の受入れに関すること。

- 二 資金運用部資金に属する資産及び負債の増減並びに現在額を明らかにすること。
- 三 資金運用部資金に属する運用資産の価額の改定に関すること。
- 四 資金運用部資金の融通先における資金の使用状況の調査及び実地監査に関すること。
- 五 国の出資（産業投資特別会計及び国債整理基金特別会計からの出資を除く。）の実行及び管理に関すること。
- 六 国有財産の増減、現在額及び現状を明らかにするために必要な情報システムの整備及び改善並びに管理に関すること。
- 七 電源開発促進対策特別会計及び石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。

（計画官の職務）

第五十五条 計画官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 財政投融资計画の作成及び執行に関すること。
- 二 国の特別会計、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対する資金運用部資金の運用及

び産業投資特別会計（社会資本整備勘定を除く。）の投資に関すること。

三 地方債の発行の協議における同意及びその発行の許可についての協議に関すること。

四 地方債の発行の同意及び許可に関する基準についての協議に関すること。

五 同意又は許可に係る地方債の予定額の総額等に関する書類の作成についての協議に関すること。

六 地方債その他地方財政に関する調査及び研究に関すること。

#### 第六目 国際局

（国際局に置く課）

第五十六条 国際局に、次の八課を置く。

総務課

調査課

国際機構課

国際収支課

為替資金課

開発政策課

開発機関課

開発金融課

(総務課の所掌事務)

第五十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する政策一般に関すること。
- 二 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する事務の総括及び必要な調整に関すること。
- 三 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する国際会議に関すること。
- 四 国際局の所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、国際局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(調査課の所掌事務)

第五十八条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する政策の基礎となる事項の調査及び研究に関するこ

と（国際収支課の所掌に属するものを除く。）。

二 外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する制度の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 関税・外国為替等審議会の庶務（関税分科会に係るものを除く。）に関すること。

（国際機構課の所掌事務）

第五十九条 国際機構課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 外国との外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関する協定の企画及び立案に関すること（開発金融課の所掌に属するものを除く。）。

二 国際通貨基金に関すること。

三 地域的な経済統合及び経済協力又は開発に関する国際機構に係る外国為替並びに国際通貨制度及びその安定に関すること（開発政策課の所掌に属するものを除く。）。

（国際収支課の所掌事務）

第六十条 国際収支課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国際収支及び国際貸借の調整に関すること。
- 二 国際収支及び国際貸借に関する統計に関すること（為替資金課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国際局の所掌事務に係る法令及び外国との協定に関する資料の収集及び整備に関すること。
- 四 財務省の所掌事務に係る外国為替及び外国貿易法に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 五 対外取引に係る支払又は支払の受領に使用する通貨の指定に関すること。
- 六 財務省の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること（為替資金課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 外国為替及び外国貿易法第三十条第一項に規定する技術導入契約の締結等及び外国投資家による同法第二十六条第二項に規定する対内直接投資等の管理及び調整に関すること。
- 八 外国為替業務に関する調査及び研究に関すること。
- 九 外国政府の不動産に関する権利の取得の審査に関すること。
- 十 日本銀行の行う国際金融業務に関すること。
- 十一 外国為替に関する統計に関すること。

十二 外国為替及び外国貿易法に基づく検査に関すること。

十三 本邦からの海外投融資に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（為替資金課の所掌事務）

第六十一条 為替資金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 外国為替相場の決定及び安定に関すること。
- 二 外国為替資金の管理及び運営その他外貨資金の管理に関すること。
- 三 外国為替資金特別会計の経理に関すること。
- 四 外国為替資金特別会計に属する普通財産の管理及び処分に関すること。
- 五 金の政府買入れに関すること及び金の輸出入の規制に関すること。
- 六 日本銀行の行う外国為替の売買に関すること。
- 七 外貨準備に関する統計に関すること。

（開発政策課の所掌事務）

第六十二条 開発政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦からの海外投融資のうち経済開発に係るものに関する国際通貨制度及びその安定上の政策に関すること。

二 経済協力又は開発に関する国際機構に係る投融資に関すること。

三 国際協力銀行に関すること（本邦からの海外投融資に関するものに限り、開発金融課の所掌に属するものを除く。）。

四 本邦からの海外投融資のうち経済開発に係るものに関する統計に関すること。

（開発機関課の所掌事務）

第六十三条 開発機関課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国際復興開発銀行、国際金融公社、国際開発協会及び多数国間投資保証機関に関すること。

二 アジア開発銀行、米州開発銀行、米州投資公社、欧州復興開発銀行、アフリカ開発銀行及びアフリカ開発基金に関すること。

（開発金融課の所掌事務）

第六十四条 開発金融課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 本邦からの海外投融資のうち経済開発に係るものに関する外国政府（政府機関その他これに準ずるものを含む。次号において同じ。）との協定の企画及び立案に関すること。

二 本邦からの海外投融資のうち経済開発に係るものに関する外国政府との協定に関する財務で財務省の所掌に属するものの管理に関すること。

三 国際協力銀行の行う国際金融等業務に関すること。

### 第三節 審議会等

（関税等不服審査会）

第六十五条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、関税等不服審査会を置く。

2 関税等不服審査会は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十一条（とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）第十一条（特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）第六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

3 前項に定めるもののほか、関税等不服審査会に関し必要な事項については、関税等不服審査会令（平成十二年政令第 号）の定めるところによる。

#### 第四節 施設等機関

##### (設置)

第六十六条 本省に、次の施設等機関を置く。

財務総合政策研究所

会計センター

関税中央分析所

税関研修所

##### (財務総合政策研究所)

第六十七条 財務総合政策研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の所掌に係る政策その他の内外財政経済に関する基礎的又は総合的な調査及び研究並びに資料、情報及び図書の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
- 二 内外財政経済に関する基礎的又は総合的な統計を作成すること。
- 三 企業の経理の実態に関する統計を作成すること。

四 国立国会図書館支部財務省図書館に関すること。

五 財務省の職員（沖縄総合事務局において、財務局において所掌することとされている事務に従事する職員を含む。）に対して、本省及び財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこと。

六 財務省の所掌事務に係る国際協力を行うこと。

2 財務大臣は、財務総合政策研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、財務総合政策研究所の研修支所を設けることができる。

3 財務総合政策研究所の位置及び内部組織並びに研修支所の名称、位置、所掌事務及び内部組織は、財務省令で定める。

（会計センター）

第六十八条 会計センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 電子情報処理組織（財務省に設置される各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁に設置される入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次号において同じ。）による国の会計事務の処理の実施に関し、調査、研究及び各省各庁との調整を行うこと。

二 会計法第二十四条第一項及び第二項並びに第四十六条の三の規定に基づき、電子情報処理組織による  
国の会計事務を行うこと。

三 国の職員（政府関係機関の職員を含む。）に対して、会計事務に従事するため必要な研修を行うこと。  
2 会計センターの位置及び内部組織は、財務省令で定める。

（関税中央分析所）

第六十九条 関税中央分析所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 輸出入貨物に関する分析のうち、高度の専門技術を要するものを行うこと。
- 二 輸出入貨物に関する分析に必要な試験、研究及び調査を行うこと。

2 関税中央分析所の位置及び内部組織は、財務省令で定める。

（税関研修所）

第七十条 税関研修所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務省の職員に対して、税関行政に従事するため必要な研修を行うこと。
- 二 関税、とん税及び特別とん税並びに税関行政に関する研修に係る国際協力を行うこと。

2 財務大臣は、税関研修所の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、税関研修所の支所を設けることができる。

3 税関研修所の位置及び内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、財務省令で定める。

(文教研修施設の指定)

第七十一条 財務総合政策研究所、会計センター及び税関研修所は、財務省設置法(以下「法」という。)

第四条第六十六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第五節 特別の機関

第一款 造幣局

(部の設置)

第七十二条 造幣局に、次の三部を置く。

総務部

事業企画部

製造部

(総務部の所掌事務)

第七十三条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 局長の官印及び庁印の保管に関すること。
- 三 造幣局の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 造幣局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 造幣局の所掌に関する調査、統計の作成及び資料の収集及び提供に関すること(事業企画部及び製造部の所掌に属するものを除く。 )。
- 七 造幣局特別会計の経理に関すること。
- 八 造幣局特別会計に属する国有財産の管理及び処分に関すること。
- 九 造幣局の職員の安全及び衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十 造幣局の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

十一 造幣局の行政の監査に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、造幣局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(事業企画部の所掌事務)

第七十四条 事業企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 長期的な事業の運営方針に関すること。
- 二 作業計画並びに品質管理及び工程管理その他生産管理に関する計画に関すること。
- 三 作業に関する調査、研究及び統計の作成に関すること。
- 四 造幣局特別会計に属する物品の管理に関すること。
- 五 営繕及び機械その他の設備に関する計画に関すること。
- 六 貨幣の出納及び保管並びに製造品の受注及び発注に関すること。
- 七 貴金属の精製の引受け及び各種証明試験の引受けに関すること。
- 八 貨幣の偽造防止に関する研究及び真偽の鑑定に関すること。
- 九 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)第十条第一項及び第三項

の規定による貨幣の販売に関すること。

(製造部の所掌事務)

第七十五条 製造部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 貨幣、章はい、記章、極印、合金及び金属工芸品の製造、並びに旧貨幣及び通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第八条の規定により引き換えられた貨幣の鋳つぶしに関すること(事業企画部の所掌に属するものを除く)。

二 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析及び試験に関すること(事業企画部の所掌に属するものを除く)。

三 営繕及び機械その他の設備の製造に関すること(事業企画部の所掌に属するものを除く)。

四 図案及び原型の作成その他の工芸技術の調査及び研究に関すること。

第二款 印刷局

(部の設置)

第七十六条 印刷局に、次の三部を置く。

総務部

業務部

製造部

(総務部の所掌事務)

第七十七条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 局長の官印及び庁印の保管に関すること。
- 三 印刷局の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 四 印刷局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 印刷局の所掌に関する調査、統計の作成及び資料の収集及び提供に関すること。
- 七 印刷局特別会計の経理に関すること。
- 八 印刷局特別会計に属する国有財産の管理及び処分に関すること。

九 印刷局の職員の安全及び衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十 印刷局の職員の結成する労働組合その他の団体との交渉に関すること。

十一 印刷局の行政の監査に関すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、印刷局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(業務部の所掌事務)

第七十八条 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 業務の管理の総括に関すること。

二 日本銀行券、紙幣、国債、印紙、郵便切手、郵便はがきその他の証券(次条において「諸証券類」という。)及び印刷物の受注、見積り、原価計算及び納入に関すること。

三 官報、法令全書、白書、調査統計資料その他の政府刊行物(次条において「政府刊行物」という。)の編集、発行及び普及に関すること。

四 印刷局特別会計に属する物品の管理に関すること。

五 みつまたの調達に関すること。

六 すき入紙の製造の取締りに関すること。

(製造部の所掌事務)

第七十九条 製造部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 作業の管理の総括に関すること。
- 二 技術の調査、研究及び開発に関すること。
- 三 品質管理、工程管理その他生産管理に関する計画に関すること。
- 四 諸証券類、印刷物及び政府刊行物の製造に関すること(業務部の所掌に属するものを除く。)
- 五 原材料に関すること(業務部の所掌に属するものを除く。)
- 六 営繕及び機械その他の設備の製造に関すること。
- 七 図案の作成及び原版の彫刻その他の工芸技術に関する調査並びに工芸技能者の養成に関すること。

第六節 地方支分部局

第一款 財務局

(財務局の名称、位置及び管轄区域)

第八十条 財務局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
北海道財務局	札幌市	北海道
東北財務局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東財務局	与野市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
北陸財務局	金沢市	富山県 石川県 福井県
東海財務局	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿財務局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国財務局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国財務局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州財務局	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(財務局の内部組織)

第八十一条 財務局に、次の三部を置く。

総務部

理財部

管財部

2 前項の規定にかかわらず、関東財務局にあつては管財部に代え、管財第一部及び管財第二部を置き、北陸財務局にあつては総務部を置かない。

3 前二項に定めるもののほか、財務局の内部組織は、財務省令で定める。

(財務支局の名称、位置及び管轄区域)

第八十二条 財務支局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
福岡財務支局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県

(財務事務所の名称、位置及び管轄区域)

第八十三条 財務事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

第二款 税関

(税関の名称、位置及び管轄区域)

第八十四条 税関の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
函館税関	函館市	北海道 青森県 岩手県 秋田県
東京税関	東京都	山形県 群馬県 埼玉県 千葉県のうち市川市(財務大臣が定める地域に限る。)、成田市、香取郡大栄町及び多古町並びに山武郡芝山町 東京都 新潟県 山梨県
横浜税関	横浜市	宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県(東京税関の管轄に属する地域を除く。) 神奈川県
名古屋税関	名古屋市	長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪税関	大阪市	富山県 石川県 福井県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県
神戸税関	神戸市	兵庫県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 香川県 愛媛県 高

長崎税関	門司税関	長崎市	北九州市	<p>知県</p> <p>山口県 福岡県（長崎税関の管轄に属する地域を除く。） 佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡 長崎県のうち壱岐郡、下県郡及び上県郡 大分県 宮崎県</p> <p>福岡県のうち大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、浮羽郡、三井郡、三潴郡、八女郡、山門郡及び三池郡 佐賀県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 長崎県（門司税関の管轄に属する地域を除く。） 熊本県 鹿児島県</p>
------	------	-----	------	---

（税関の内部組織）

第八十五条 税関に、次の四部を置く。

総務部

監視部

業務部

調査保稅部

2 前項に定めるもののほか、稅関の内部組織は、財務省令で定める。

(沖繩地区稅関の位置及び管轄区域)

第八十六条 沖繩地区稅関は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

第二章 國稅庁

第一節 特別な職

(次長)

第八十七条 國稅庁に、次長一人を置く。

第二節 内部部局

(長官官房及び部の設置)

第八十八条 國稅庁に、長官官房及び次の三部を置く。

課稅部

徵収部

## 調査査察部

### (長官官房の所掌事務)

第八十九条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国税庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 国税庁の保有する情報の公開に関すること。
- 五 国税庁の機構及び定員に関すること。
- 六 国税庁の所掌事務の監察に関すること。
- 七 機密に関すること。
- 八 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 九 国税庁の職員の職階、任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 十 国税庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

- 十一 国税庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十二 国税庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十三 広報（税務に関する広聴を除く。）に関すること。
- 十四 国税審議会の庶務（酒類分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 十五 税理士制度の運営に関すること。
- 十六 納税環境の整備に関する事務の総括に関すること。
- 十七 印紙の形式に関する企画及び立案に関すること。
- 十八 国税庁の所掌に関する長期的な運営方針に関すること。
- 十九 国税庁の所掌に関する調査及び研究並びに一般的な資料及び情報の収集及び提供に関すること。
- 二十 国税庁の所掌に関する統計に関する事務の総括に関すること。
- 二十一 国税庁の所掌に関する高度情報化への対応に関する事務の総括に関すること。
- 二十二 国税庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十三 外国との租税に関する協定の実施についての協議に関すること。

二十四 国税庁の所掌に関する国際的に処理を要する事項に関すること。

二十五 国税庁の所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 税務に関する広聴の総括に関すること。

二十七 国税庁の所属職員（国税庁、国税局及び沖縄国税事務所の審議会等及び施設等機関の職員を除く

。）についてその職務上必要な監察を行い、法令の定めるところに従い、法第二十七条第一項各号に掲げる犯罪に関する捜査を行い、必要な措置をとること。

二十八 税務一般に関する相談に関すること。

二十九 前各号に掲げるもののほか、国税庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（課税部の所掌事務）

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内国税の賦課に関すること（調査査察部の所掌に属するものを除く。）。

二 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）。

- 三 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関すること。
- 四 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 五 生物系特定産業技術研究推進機構の行う業務に関すること（酒類製造業に係るものに限る。）。
- 六 国税審議会酒類分科会の庶務に関すること。
- 七 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること（独立行政法人酒類総合研究所に係るものに限る。）。
- 八 前各号に掲げるもののほか、酒類に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 九 印紙の模造の取締りを行うこと。

（徴収部の所掌事務）

第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内国税の徴収に関すること。
- 二 物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二十条に規定する割増金の徴収に関すること。

（調査査察部の所掌事務）

第九十二条 調査査察部は、内国税の賦課及び徴収に関する事務のうち、所得その他の内国税の課税標準の

調査並びに内国税に関する検査及び犯則の取締りに関する重要なもので、財務省令で定めるものをつかさどる。

(総括整理職の数)

第九十三条 長官官房の所掌事務の一部を総括整理する職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、二人とする。

(国税庁に置く課等の数)

第九十四条 次の表の上欄に掲げる官房及び部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

官 房 及 び 部	数
長官官房	七
課税部	五
徴収部	二
調査査察部	二

- 2 長官官房に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、二人とする。

### 第三節 施設等機関

#### (設置)

第九十五条 国税庁に、次の施設等機関を置く。

醸造研究所

税務大学校

#### (醸造研究所)

第九十六条 醸造研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 酒類の分析及び鑑定（これらに伴う手法の開発を含む。）に関する事務のうち、高度の専門技術を要するものを行うこと。

- 二 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する事務（酒税の保全に関する制度の企画及び立案を除く。）のうち、高度の専門技術を要するものを行うこと。

三 醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保に関する事務のうち、高度の専門技術を要するものを行うこと。

2 醸造研究所の位置及び内部組織は、財務省令で定める。

(税務大学校)

第九十七条 税務大学校は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財務省の職員に対して、国税庁の所掌事務に従事するため必要な研修を行うこと。

二 税務に関する学術的な調査及び研究を行うこと。

三 税務に関する一般的な資料及び情報の収集整理及び提供を行うこと。

四 税務に関する国際協力を行うこと。

2 財務大臣は、税務大学校の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、税務大学校の地方研修所を設けることができる。

3 税務大学校の位置及び内部組織並びに地方研修所の名称、位置及び内部組織は、財務省令で定める。

4 税務大学校は、法第二十条第三号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

第四節 地方支分部局

(国税局の名称、位置及び管轄区域)

第九十八条 国税局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
札幌国税局	札幌市	北海道
仙台国税局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東信越国税局	与野市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県
東京国税局	東京都	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
金沢国税局	金沢市	富山県 石川県 福井県
名古屋国税局	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
大阪国税局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
広島国税局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
高松国税局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県

福岡国税局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県
熊本国税局	熊本市	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

（国税局の部の数）

第九十九条 法第二十三条第五項に規定する政令で定める数は、五十九とする。

（沖縄国税事務所の位置及び管轄区域）

第一百条 沖縄国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（大臣官房の所掌事務の特例）

第二条 大臣官房は、第三条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発基金に関する事務をつかさどる。

(大臣官房参事官の設置期間の特例)

第三条 第十二条第一項の参事官のうち一人は、平成十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(大臣官房政策金融課の所掌事務の特例)

第四条 大臣官房政策金融課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、平成十六年三月三十一日までの間、附則第二条に規定する事務をつかさどる。

(理財局計画官の所掌事務の特例)

第五条 平成十七年度までの間、第五十五条第三号の規定の適用については、同号中「発行の協議における同意及びその発行の許可」とあるのは、「発行の許可」とし、同条第四号及び第五号の規定は、適用しない。

(財務局の管轄区域の特例)

第六条 法第十三条第一項に掲げる財務局の所掌事務のうち、金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第四号第十六号に掲げる事務に関する財務局の管轄区域については、第八十条の規定にかかわらず、当分の間、財務省令で別段の定めをすることができる。

(国税庁の所掌事務の特例)

第七条 当分の間、第九十条第一号中「内国税」とあるのは「内国税及び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する譲渡割(以下「内国税等」という。)」と、第九十一条第一号及び第九十二条中「内国税」とあるのは「内国税等」とする。

別表(第八十三条関係)

名称	位置	管轄区域
函館財務事務所	函館市	函館市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡
旭川財務事務所	旭川市	旭川市 留萌市 稚内市 士別市 名寄市 富良野市 上川郡(新得町及び清水町を除く。) 空知郡のうち上富良野町、中富良野町及び南富良野町 勇払郡のうち占冠村 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼文郡 利尻郡

千葉財務事務所	前橋財務事務所	宇都宮財務事務所	水戸財務事務所	福島財務事務所	山形財務事務所	秋田財務事務所	盛岡財務事務所	青森財務事務所	帯広財務事務所	釧路財務事務所
千葉市	前橋市	宇都宮市	水戸市	福島市	山形市	秋田市	盛岡市	青森市	帯広市	釧路市
千葉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	岩手県	青森県	帯広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西郡 広尾郡 中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町及び本別町 足寄郡 十勝郡	釧路市 根室市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糖郡 野付郡 標津郡 日梨郡

神戸財務事務所	京都財務事務所	大津財務事務所	津財務事務所	静岡財務事務所	岐阜財務事務所	福井財務事務所	富山財務事務所	長野財務事務所	甲府財務事務所	新潟財務事務所	横浜財務事務所	東京財務事務所
神戸市	京都市	大津市	津市	静岡市	岐阜市	福井市	富山市	長野市	甲府市	新潟市	横浜市	東京都
兵庫県	京都府	滋賀県	三重県	静岡県	岐阜県	福井県	富山県	長野県	山梨県	新潟県	神奈川県	東京都

宮崎財務事務所	大分財務事務所	長崎財務事務所	佐賀財務事務所	高知財務事務所	松山財務事務所	徳島財務事務所	山口財務事務所	岡山財務事務所	松江財務事務所	鳥取財務事務所	和歌山財務事務所	奈良財務事務所
宮崎市	大分市	長崎市	佐賀市	高知市	松山市	徳島市	山口市	岡山市	松江市	鳥取市	和歌山市	奈良市
宮崎県	大分県	長崎県	佐賀県	高知県	愛媛県	徳島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県

鹿児島財務事務所

鹿児島市

鹿児島県

## 理由

中央省庁等改革の一環として、新たに設置する財務省について、官房及び局並びに課の設置及び所掌事務等を定める必要があるからである。